

第37号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
佐脇 博吏	稲城市大丸536番地の5 多摩稲城マンション1-511号	昭和23年9月14日

第38号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
塩野 清隆	稲城市押立729番地	昭和27年1月30日

第39号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
小池 喜一郎	稲城市百村1138番地	昭和23年2月11日

第40号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
高野 進	稲城市大丸861番地	昭和22年7月23日

第41号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
松本 信之	稲城市東長沼1970番地	昭和34年12月23日

第42号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
伊勢川 岩根	稲城市坂浜2866番地	昭和30年5月15日

第43号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
馬場 実	稲城市平尾1丁目33番地の30	昭和39年9月14日

第44号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
大塚 謙一	稲城市坂浜1302番地の1	昭和39年2月3日

第45号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
高橋 昌司	稲城市矢野口865番地	昭和47年1月26日

第46号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
鈴木 明弘	稲城市東長沼843番地	昭和28年4月19日

第47号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
笹久保 橋寿	稲城市矢野口3091番地	昭和44年7月4日

第48号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
中山 賢二	稲城市坂浜1085番地の2	昭和23年8月1日

第49号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例等の一部を改正する条例）

稲城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別紙



稲城市告示第37号

専 決 処 分 書

稲城市市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

稲城市長 高橋 勝 浩

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に

改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第143条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

付則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

付則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

付則第18条の5第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第19条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第22条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第28条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

(稲城市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和元年稲城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条ただし書を削る。

付則第2条第4項を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の稲城市市税条

例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、令和2年4月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、

令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第28条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

第50号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別紙



稲城市告示第38号

専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

稲城市長 高橋 勝 浩

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に、「該当するもの」を「該当する者」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第51号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号））

令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

別紙



稲城市告示第61号

専 決 処 分 書

令和2年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

稲城市長 高橋 勝 浩

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,415,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,739,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,513,960	9,391,575	14,905,535
	1 国庫負担金	4,963,892	15,969	4,979,861
	2 国庫補助金	530,036	9,375,606	9,905,642
20 繰入金		1,294,547	24,021	1,318,568
	1 基金繰入金	1,294,547	24,021	1,318,568
歳 入 合 計		37,324,000	9,415,596	46,739,596

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,085,087	9,259,111	13,344,198
	1 総務管理費	3,312,687	9,259,111	12,571,798
3 民生費		16,454,852	137,788	16,592,640
	1 社会福祉費	4,897,191	21,293	4,918,484
	2 児童福祉費	9,384,218	116,495	9,500,713
7 商工費		431,683	18,697	450,380
	1 商工費	431,683	18,697	450,380
歳 出 合 計		37,324,000	9,415,596	46,739,596

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策特別 資金融資あっせん利子補給	令和2年度から 令和3年度まで	貸付残高の年2.225/100に相当する 金額の利子補給に要する額
	令和3年度から 令和5年度まで	貸付残高の年2.125/100に相当する 金額の利子補給に要する額
	令和5年度から 令和9年度まで	貸付残高の年2.003/100に相当する 金額の利子補給に要する額

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 16 款 国庫支出金 (補正額 9,391,575 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,963,892	15,969	4,979,861		
	1 民生費国庫負担金	4,963,892	15,969	4,979,861		
					5 生活困窮者自立 相談支援事業費 等国庫負担金	15,969
2	国庫補助金	530,036	9,375,606	9,905,642		
	1 民生費国庫補助金	417,074	120,454	537,528		
					2 児童福祉費 補助金	120,454
	6 総務費国庫補助金	81,898	9,255,152	9,337,050		
					1 総務管理費 補助金	9,255,152
	計	5,513,960	9,391,575	14,905,535		

第 20 款 繰入金 (補正額 24,021 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	1,294,547	24,021	1,318,568		
	1 財政調整基金 繰入金	954,035	24,021	978,056		
					1 財政調整基金 繰入金	24,021
	計	1,294,547	24,021	1,318,568		

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課)	15,969
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 (3/4)	15,969
(子育て支援課)	120,454
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 (10/10)	113,070
子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 (10/10)	7,384
(企画政策課)	9,255,152
特別定額給付金給付事業費補助金 (10/10)	9,183,400
特別定額給付金給付事務費補助金 (10/10)	71,752

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	24,021
財政調整基金繰入金	24,021

第20款 繰 入 金

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 9,259,111 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総 務 管 理 費	3,312,687	9,259,111	12,571,798	9,259,111	0	0	0	0
	1 一 般 管 理 費	2,670,998	6,375	2,677,373	6,375	0	0	0	0
					3,900	0	0	0	0
					2,475	0	0	0	0
	7 企 画 調 査 費	45,094	9,248,886	9,293,980	9,248,886	0	0	0	0
					9,248,886	0	0	0	0

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬		1,863	1 人件費(人事課)	3,900
3 職員手当		4,196	3 職員手当	3,900
			時間外勤務手当	3,900
4 共済費		316	9 会計年度任用職員関係費(人事課)	2,475
			1 報酬	1,863
			その他報酬	1,863
			第1種会計年度任用職員報酬	1,863
			3 職員手当	296
			期末手当(第1種会計年度任用職員)	296
			4 共済費	316
			健康保険負担金	111
			健康保険負担金	111
			厚生年金負担金	186
			厚生年金負担金	186
			労働者災害補償保険等	19
			労働者災害補償保険等	19
8 旅費		20	5 特別定額給付金支給事業(企画政策課)	9,248,886
10 需用費		3,582	8 旅費	20
			普通旅費	20
1 消耗品費		1,500	10 需用費	3,582
			①消耗品費	1,500
			事務用	1,500
4 印刷製本費		2,082	④印刷製本費	2,082
			申請書送付用封筒等印刷	2,082
11 役務費		18,602	11 役務費	18,602
12 委託料		38,131	手数料	1,844
13 使用料及び賃借料		5,151	口座振替取扱手数料	1,844
18 負担金補助及び交付金		9,183,400	通信運搬費	16,758
			通信料等	530
			郵便料	16,228
			12 委託料	38,131
			LANケーブル配線作業委託	1,320
			受付等業務委託	25,026
			庁内ネットワーク拠点追加作業委託	515
			警備委託	327
			システム改修等委託	10,943

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 137,788 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,897,191	21,293	4,918,484	15,969	0	0	0	5,324
	1 社会福祉総務費	352,144	21,293	373,437	15,969	0	0	0	5,324
					15,969	0	0	0	5,324
2	児童福祉費	9,384,218	116,495	9,500,713	116,495	0	0	0	0
	1 児童福祉総務費	554,603	1,178	555,781	1,178	0	0	0	0
					1,178	0	0	0	0
	2 児童処遇費	8,142,276	115,317	8,257,593	115,317	0	0	0	0
					115,317	0	0	0	0
	計	16,454,852	137,788	16,592,640	132,464	0	0	0	5,324

(単位：千円)

節		金額	説明		
区分					
12委託料	3,300	9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）	21,293		
			12委託料	3,300	
19扶助費	17,993		生活困窮者自立相談支援等事業業務委託	3,300	
			19扶助費	17,993	
		住居確保給付金	17,993		
3職員手当	1,178	1 人件費（人事課）	1,178		
		3職員手当	1,178		
		時間外勤務手当	1,178		
1報酬	292	7 子育て世帯臨時特別給付金支給事業（子育て支援課）	115,317		
10需用費	570	1報酬	292		
		その他報酬	292		
		第2種会計年度任用職員報酬	292		
1消耗品費	240	10需用費	570		
4印刷製本費	330	①消耗品費	240		
		事務用	240		
11役務費	1,385	④印刷製本費	330		
		封筒等印刷	330		
18負担金補助及び交付金	113,070	11役務費	1,385		
		手数料	319		
		支払金口座振替手数料	319		
		通信運搬費	1,066		
		郵便料等	1,066		
		18負担金補助及び交付金	113,070		
		子育て世帯臨時特別給付金	113,070		

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び 交 付 金	18,697	1 小口事業資金融資あっせん事業経費（経済観光課） 18,197 18 負担金補助及び交付金 18,197 新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん信用 保証料補助金 13,787 新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん利子 補給補助金 4,410 2 商工会経費（経済観光課） 500 18 負担金補助及び交付金 500 商工会補助金 500

第7款 商 工 費

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	[180] (22) 511	397,895	1,954,334	1,647,985
補 正 前	[178] (22) 511	396,032	1,954,334	1,642,611
比 較	[2] (0) 0	1,863	0	5,374

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	47,730	309,548	56,668	39,159	6,584	141,961
	補 正 前	47,730	309,548	56,668	39,159	6,584	136,883
	比 較	0	0	0	0	0	5,078

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
報 酬	1,863	特別定額給付金支給事業に伴う増分	1,754	
		子育て世帯臨時特別給付金支給事業に伴う増分	109	
給 料	0	-	0	
職 員 手 当	5,374	特別定額給付金支給事業に伴う増分	4,196	
		子育て世帯臨時特別給付金支給事業に伴う増分	1,178	

明 細 書

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
4,000,214	783,713	4,783,927	
3,992,977	783,397	4,776,374	
7,237	316	7,553	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,431	0	949,885	15,510	33,180	240	43,892	197
3,431	0	949,589	15,510	33,180	240	43,892	197
0	0	296	0	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考
月額報酬 通勤分 第1種会計年度任用職員 2人分 時間外勤務分
時間外勤務分
時間外 勤務手当 期末手当 第1種会計年度任用職員 2人分
時間外 勤務手当

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
新型コロナウイルス感染症対策 特別資金融資あっせん利子補給	経済観光課	貸付残高の年2.225/100 に相当する金額の利子補 給に要する額		
		貸付残高の年2.125/100 に相当する金額の利子補 給に要する額		
		貸付残高の年2.003/100 に相当する金額の利子補 給に要する額		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
令和2年度から 令和3年度まで	貸付残高の年2,225/100 に相当する金額の利子補 給に要する額				貸付残高の年2,225/100 に相当する金額の利子補 給に要する額
令和3年度から 令和5年度まで	貸付残高の年2,125/100 に相当する金額の利子補 給に要する額				貸付残高の年2,125/100 に相当する金額の利子補 給に要する額
令和5年度から 令和9年度まで	貸付残高の年2,003/100 に相当する金額の利子補 給に要する額				貸付残高の年2,003/100 に相当する金額の利子補 給に要する額

第52号議案

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））

令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別紙



稲城市告示第62号

専 決 処 分 書

令和2年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

稲城市長 高橋 勝 浩

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,552,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 都 支 出 金		5,138,882	6,811	5,145,693
	1 都 補 助 金	5,138,881	6,811	5,145,692
歳 入 合 計		7,546,038	6,811	7,552,849

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		4,929,579	6,811	4,936,390
	7 傷 病 手 当 金	0	6,811	6,811
歳 出 合 計		7,546,038	6,811	7,552,849

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 5 款 都 支 出 金 (補正額 6,811 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 補 助 金	5,138,881	6,811	5,145,692		
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	5,052,386	6,811	5,059,197		
					2 特 別 交 付 金	6,811
	計	5,138,882	6,811	5,145,693		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	6,811
特別調整交付金分(市町村分)	6,811

第5款 都 支 出 金

第53号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例）

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

専 決 処 分 書

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせん条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している稲城市内に事業所を有する中小企業者等に対し、事業経営に必要な資金の融資をあっせんすることにより、当該中小企業者等の経営の安定化及び事業の継続性の確保に資することを目的とする。

(融資あっせんの内容)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症対策特別資金（以下「新型コロナ対策特別資金」という。）について、中小企業者等に対して規則で定める金融機関（以下「金融機関」という。以下この条において同じ。）に融資をあっせんし、信用保証料を補助するほか、金融機関に対して利子補給をするものとする。

(融資あっせんの対象者)

第3条 新型コロナ対策特別資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、最近3月間における売上高等が前年の同期における売上高等と比較して減少していること。
- (2) 稲城市小口事業資金融資あっせん条例（平成7年稲城市条例第9号。以下「融資あっせん条例」という。）第3条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる要件を備えていること。
- (3) 事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、この条例により貸付けを受けた資金の償還及びこれに係る利子の支払の見込みが確実であること。

(融資あっせんの使途、限度額等)

第4条 新型コロナ対策特別資金の使途は、事業経営に必要な運転資金及び設備資金とする。

- 2 新型コロナ対策特別資金の限度額は、1,000万円とする。
- 3 新型コロナ対策特別資金の融資期間は、7年以内とする。
- 4 新型コロナ対策特別資金の貸付けを受けた者は、その融資期間の当初において、12月以内の据置期間を設定することができる。

5 新型コロナ対策特別資金並びに融資あっせん条例第2条第1号の運転・設備資金及び同条第2号の緊急運転資金は、それぞれ相互に併せて融資することができる。

(貸付期限)

第5条 新型コロナ対策特別資金は、令和3年3月31日までに貸付けを行わなければならない。

(融資あっせんの条件、手続等)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、新型コロナ対策特別資金に係る融資あっせんの条件、手続等については、融資あっせん条例の規定の例による。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

第2条 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例の規定に基づき新型コロナ対策特別資金の貸付けが行われたものについては、同日後もなおその効力を有する。

第54号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

別紙



稲城市告示第64号

専 決 処 分 書

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

稲城市長 高橋勝浩

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第18条の6の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第18条の7 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第55号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険条例（昭和34年稲城市条例第83号）の一部を次のように改正する。

付則第1項を付則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

付則第2項を付則第2条とし、同条に見出しとして「（国民健康保険法の制定に伴う稲城市国民健康保険事業の応急措置に関する条例の廃止）」を付し、付則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項及び付則第5条第1項において同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までの間について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、当該3分の2に相当する金額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日か

ら起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 前条第1項に規定する場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が傷病手当金の額（前条第2項の規定により算定される額をいう。次条第1項において同じ。）に満たないときは、その差額を支給する。

第5条 前条に規定する者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者に対しては、その受ける見込みであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の額の全額を、その一部を受けた場合においてその受けた額が傷病手当金の額に満たないときはその差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定による支給を受けたときは、その受けた額を本文の規定により支給する額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した額に相当する額は、その支給を受けた被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険条例付則第3条から第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。